

令和6年度 宮崎県 定期報告制度講習会



定期報告制度は、一定の用途・規模の建築物等について、より一層の安全性を確保するため、その調査・検査を建築士や調査員など一定の資格者が行い、結果を行政庁に報告するよう建築基準法で定められた制度です。

平成28年6月に建築基準法が改正され、県内においては、報告が義務づけられた建築物や建築設備が大幅に増加しました。これにより、定期報告調査・検査を行うことのできる資格者に対する社会的要求はより大きいものとなっております。

本講習会は、建築基準法に基づく定期報告制度の概要や特定建築物及び建築設備の調査・検査のポイントなど、実務的な内容も盛り込まれています。定期調査・定期検査の業務はもとより、今後の建築設計・工事監理業務に欠かせないものと考えておりますので、是非御参加くださいますよう御案内申し上げます。

日時

令和7年2月20日（木）
9：30～15：00（受付開始9：00）

場所

宮崎県庁防災庁舎5階防52、53号室
（宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号）
※庁内の駐車場には限りがあります。

できるだけ、公共交通機関を御利用ください。

受講料

無料

テキスト

- ・講習会用の資料を全員に配付します。
- ・御自身で参考図書（裏面参照）を事前に購入し、当日持参してください。

定員

民間、行政の建築関係技術者 **60名**
資格の有無は問いません。

※本講習は、定期報告制度に係る資格登録のための講習ではありません。

プログラム

- ① 定期報告制度の概要
- ② 定期報告調査・検査のポイント
（特定建築物及び建築設備）

講師

大臣登録講習の講師によるリモート講義で、実務的な解説をしていただきます。

申込み方法

下記 URL 先にて参加申込みを行ってください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure/7733604937987149188>

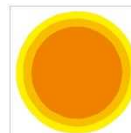
※**申込み期限：令和7年2月10日（月）**
（定員となり次第締め切らせていただきます。）

※インターネットを使用できる環境がない場合は、下記の問合せ先まで御連絡ください。

受講者名簿の掲載について

受講者で希望される方につきましては、定期報告調査・検査の依頼先の参考として、県HP等に名簿を掲載することを予定しております。

申込み・問合せ先：宮崎県建築住宅課 建築指導担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
TEL：0985-26-7195 FAX：0985-20-5922



日本の
ひなた
宮崎県

《参考図書》

調査・検査業務の参考となりますので、当日御持参ください。

【特定建築物定期調査業務基準（2021年改訂版）】

1冊 ¥6,600（税込）

図書購入先 一般財団法人日本建築防災協会 <https://kenbokyo.jp/book/>

【建築設備定期検査業務基準書 2023年版】

1冊 ¥6,600（税込）

図書購入先 一般財団法人日本建築設備・昇降機センター

<https://www.beec.or.jp/publication/books/>